飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第179回 タンス株のゆくえ?~株券不発行制度への準備

2006.12.10

今回は、IKGホームページより、重要な税務情報を! 平成 17 年度の税制改正で、2009 年 6 月までに全ての株券を電子化する旨、決定されている。別の言い方をすれば、 株券不発行制度(株券ペーパーレス化)が 2009 年 6 月までにスタートすることが決まっているということになる。問題はいわゆる「**タンス株**」の扱いである。

タンス株とは、証券会社に預けるのでなく、家などで個人が保管している株券のことで、 正確には分からないが、2004 年 12 月末、およそ 30 兆円あると言われていた。証券会社 にとっては大変なマーケットであり、その行方の如何にとっては、日本経済全体に大きな 影響を及ぼすほどの巨額な数字であろう。現在、どの程度移管されたかは、定かでない。

同制度が開始されると、すべての上場企業の株券は強制的に廃止され、すべて証券会社の「**証券口座**」で管理されることになる。逆に言えば、持っていれば価値のあった株券が、 タンスに仕舞い込んでいると、全て無効になってしまうと言っても過言でない。

既に多くのタンス株保有者が「証券口座」の一つである「**特定口座**」に手元のタンス株を入庫していると思われるが、まだタンス株を保有している場合は、同制度開始の 15 日前までにタンス株を「証券口座」に入庫した上、株式会社**証券保管振替機構**(通称**ほふり**)の利用を申し込む必要がある。

問題は同制度開始の 15 日前までにタンス株を「証券口座」に入庫しなかった場合どうなるかであろう。

その場合、そのタンス株については株券の名義人の名前で「特別口座」が自動的に開設され、所有者が別途「証券口座」を開設して「**特別口座**」の株を移動するまで株式取引ができなくなる。

問題はそれだけではない。

「特別口座」は株券の名義人(株主名簿上の名義人)名で開設されている。つまり、その株券の前所有者が株券の名義換えを行っていない場合、口座の名義人は前所有者になってしまうということ。そうなると、「特別口座」の株を移動するのにわざわざ前所有者の手を煩わすことになるし、悪意があれば前所有者はその株式を他人に売却することも可能ということにもなる。

こうしたトラブルを避けるためにも、早めにタンス株の名義人確認や「特定口座」へのタンス株入庫などをしておいた方が良いだろう。実務的には、購入時の価格が分からない場合の「みなし取得価額」の計算方法等詳細が決まっているので、証券会社や税理士等専門家に確かめる必要がある。が、急いでチェックしたほうがいいに決まっている。